

**国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所  
廃棄物管理事業変更許可申請書  
に関する審査の結果の案の取りまとめ  
－電巻対策の変更及び液体廃棄物処理施設の一部使用停止－**

令和5年3月15日  
原子力規制庁

**1. 趣旨**

本議題は、次のとおり付議し、及び諮るものである。

- ・ 廃棄物管理事業変更許可申請書に関する審査の結果の案の決定について付議
- ・ 経済産業大臣への意見聴取の実施の決定について付議
- ・ 科学的・技術的意見の募集に関する原子力規制庁の方針を了承することについて諮る

**2. 審査の結果の案の取りまとめ**

令和4年4月28日に、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「申請者」という。）から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第51条の5第1項の規定に基づき大洗研究所廃棄物管理事業変更許可申請書が提出された。また、令和4年12月27日及び令和5年2月17日に、申請者から同申請書の補正書が提出された。

本申請について、審査会合等において審査を進めてきたところ、原子炉等規制法第51条の5第3項において準用する同法第51条の3各号のいずれにも適合しているものと認められることから、別紙1のとおり審査の結果の案として取りまとめることを決定いただきたい。

**3. 経済産業大臣への意見聴取**

原子炉等規制法第71条第2項の規定に基づき、別紙2のとおり経済産業大臣の意見を聴くことを決定いただきたい。

**4. 科学的・技術的意見の募集（案の2で委員会了承）**

廃棄物管理事業に係る審査書案に対する意見募集については、リスクの観点から科学的・技術的に重要な判断が含まれる場合には、意見募集を行うことがあり得るとしている。（参考1）

今回の申請に係る審査書案を取りまとめるにあたっては、

(案の1): 別紙1の添付の審査書案に対する科学的・技術的意見の募集を行う。

(案の2): 別紙1の添付の審査書案に対する科学的・技術的意見の募集を行わない。

## 5. 今後の予定

(案の1の場合)

経済産業大臣への意見聴取の結果及び審査書案に対する科学的・技術的意見の募集の結果を踏まえ、原子炉等規制法第51条の5第1項の規定に基づく当該事業変更許可申請に対する許可処分の可否について判断をいただきたい。

(案の2の場合)

経済産業大臣への意見聴取の結果、基準の適用や許可することについて特段の意見がなければ、原子炉等規制法第51条の5第1項の規定に基づく変更の許可を、文書管理要領別表第3(1)事項番号84により原子力規制庁長官の専決処理により行うこととしたい。また、専決処理結果については、他の専決処理案件を含め、報告を行うこととしたい。(参考2)

### <別紙、参考>

別紙1 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所廃棄物管理事業変更許可申請書の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に規定する許可の基準への適合について(案)

添付 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所廃棄物管理事業変更許可申請書に関する審査書(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第51条の3第1号(技術的能力に係るもの)及び第2号関連)(案)

別紙2 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所廃棄物管理事業の変更許可に関する意見の聴取について(案)

参考1 平成27年度第56回原子力規制委員会(平成28年2月17日)資料3「試験研究用等原子炉施設における新規制基準への適合性審査に係る今後の進め方について」の別紙2「試験研究用等原子炉施設等の新規制基準適合性審査に係る意見募集について」

参考2 原子力規制委員会行政文書管理要領（原規総発第120919005号（平成24年9月19日原子力規制委員会決定））（抜粋）

参考3 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）（抜粋）